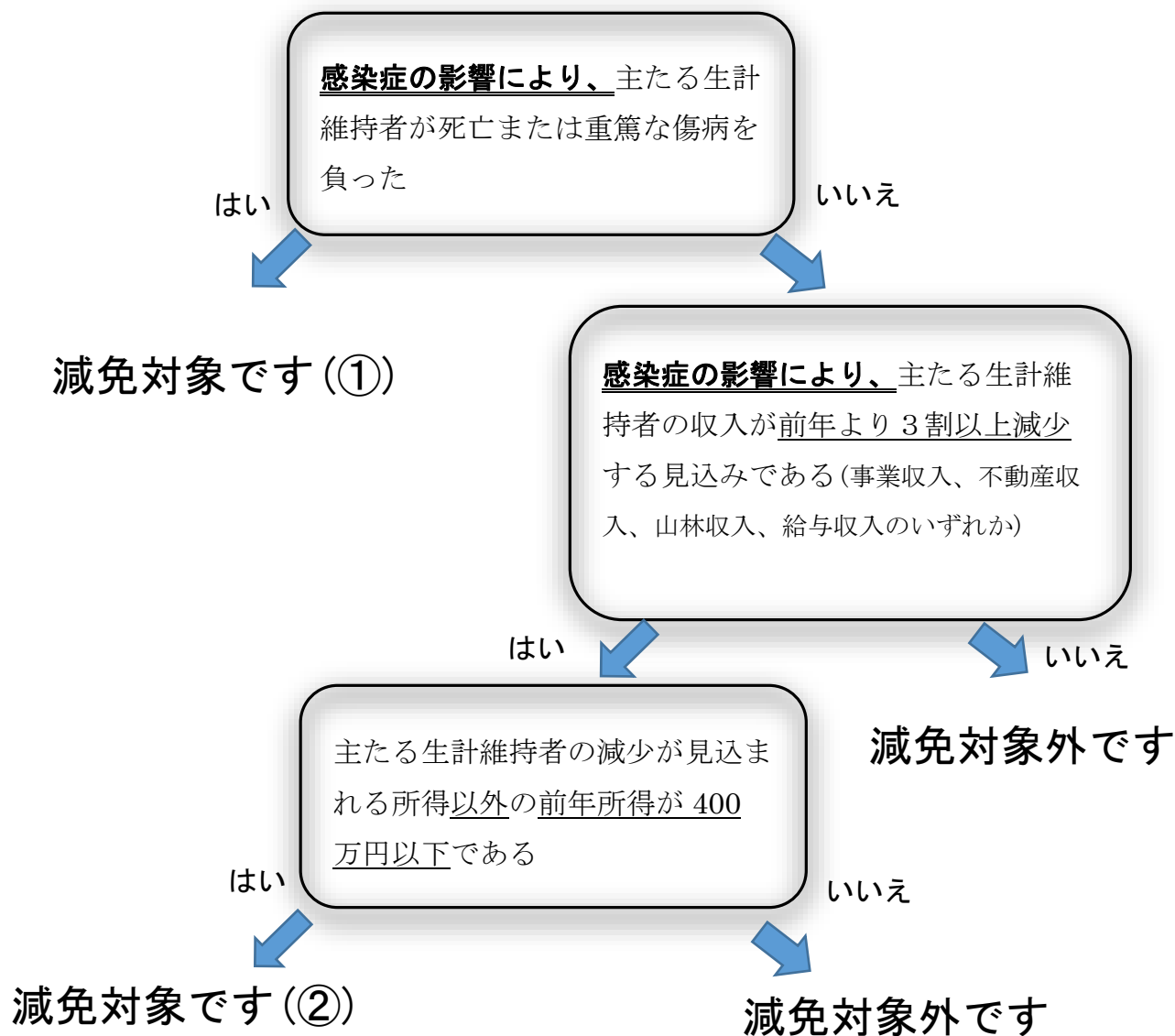


新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料の減免申請について

下記の要件を満たす第1号被保険者は減免対象となります。



申請方法と必要書類

次の書類をご準備の上、裏面のお問い合わせ先まで郵送またはご来庁下さい。

①のとき…申請書(くすのき広域連合HPまたは、裏面のお問い合わせ先に設置)、認印、医師による診断書や保健所などから交付される措置入院の勧告書

②のとき…申請書・収入所得明細書(くすのき広域連合HPまたは、裏面のお問い合わせ先に設置)、認印、減少した収入金額が確認できる書類(前年及び当該年(月)の売上帳や給与明細等)、失業の場合は雇用保険受給資格者証

裏面もご確認ください。

減免の内容

- ・表面①に該当する方…対象となる保険料が全額免除となります（事業等の廃止や失業含む）
- ・表面②に該当する方…対象となる保険料が下記の計算式により算出される額となります

$$\text{減免額} = \text{表1}(A \times B / C) \times \text{表2}(D)$$

【表1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第1号被保険者の保険料額
B : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額または免除の割合(D)
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

対象となる保険料

- ・令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間の納期の介護保険料

お問い合わせ先

※対象となると思われる方は、お電話でご相談ください。

(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力来庁をお控えください。)

くすのき広域連合 本部(総務課) 06-6995-1516 守口支所 06-6992-2180
門真支所 06-6780-5200 四條畷支所 072-863-6600